



りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 8 月 5 日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／華南】

中国における改正労働契約法の施行について

2013年7月1日、中国では「中華人民共和国労働契約法」の改正法が施行されました。今般の施行は、2012年12月28日における同法律の改正公布を受けた措置であり、また改正は2008年1月1日の同法律の施行以来初めてとなります。

今般の改正は、派遣会社設立要件の厳格化、同一労働・同一報酬の徹底、派遣労働における業務範囲の明確化、罰則規定の4つの項目となります。

◎ 主な改正内容について

| 項目 | 内容 | 改正前 | 改正後 |
|----------------------------------|----------------------|---------------------------------|--|
| 労務派遣会社に関する 設立要件の厳格化 (第57条) | 最低資本金の増額 | 50万人民元 | 200万人民元 |
| | 設立要件の明記 | --- | <ul style="list-style-type: none"> 許認可取得の義務化。 (施行後1年以内に取得) 業務展開に適切な固定の経営場所および施設を有すること。 労務派遣管理制度を規定していること。 |
| 同一労働・同一報酬 の徹底 (第63条) | 労務派遣社員 の権利保護 | 派遣労働者は派遣先の労働者と同一労働・同一報酬の権利を有する。 | 派遣労働者は派遣先の労働者と同一労働・同一報酬の権利を有する。雇用者は同一労働賃金の原則に照らして、派遣社員と同じ業務に従事する派遣労働者に対して、同一の労働分配方法を実施しなければならない。 |
| 派遣労働における 業務範囲の明確化 (第66条) | 労務派遣社員 の業務制限 | --- | 労務派遣での雇用は補充的な形態であり、臨時性・補助性・代替性(※)のある業務でのみ実施することができる。 |
| | 労務派遣社員 の比率を規定 | --- | 労務派遣社員の雇用者総数に占める比率は、国务院の労働行政部門が規定する一定割合を超過してはならない。 |
| 罰則規定の強化 (第92条) | 無許可営業に関する 罰則規定を明記 | --- | 違法所得を没収し、且つ違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を課す。 |
| | 重大な法令違反に 対する罰金増額 | 1人につき1,000元から5,000元以下の罰金を課す。 | 1人につき5,000元から10,000元以下の罰金を課す。 |

(※) 臨時性とは「業務期間が6ヵ月を超えない業務」、補助性とは「主要業務のためにサービスを提供する非主要業務」、代替性とは「派遣先企業の労働者が就労できない一定期間内にその他の労働者が代替できる業務」と定義されています。

【出所：中華人民共和国中央人民政府 HP】

照会先：国際事業部

(東京) 電話 03 - 6704 - 2723
(大阪) 電話 06 - 6268 - 6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載